

令和7年3月13日

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する業務停止命令（15か月）及び業務禁止命令（15か月）並びに指示について

- 沖縄総合事務局は、塗装工事等に係る役務の提供を行う訪問販売業者である金城保（きんじょう　たもつ）（住所不定）（以下「金城」といいます。）に対し、令和7年3月12日、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」といいます。）第8条第1項の規定に基づき、令和7年3月13日から令和8年6月12日までの15か月間、訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、沖縄総合事務局は、金城に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、令和7年3月13日から令和8年6月12日までの15か月間、前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。
- また、沖縄総合事務局は、金城に対し、特定商取引法第7条第1項の規定に基づき、再発防止策を講ずることを指示しました。
- なお、本処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた沖縄総合事務局長が実施したものです。

1 処分対象事業者

- (1) 氏名：金城保（個人事業主）
- (2) 取引類型：訪問販売
- (3) 取扱役務：塗装工事等に係る役務

2 特定商取引法に違反する行為

- (1) 氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の氏名の不明示）（特定商取引法第3条）
- (2) 書面の交付義務に違反する行為（書面の不交付及び虚偽記載のある書面

の交付) (特定商取引法第5条第1項)

(3) 訪問販売に係る役務提供契約に基づく債務の一部の履行を不当に遅延させる行為 (特定商取引法第7条第1項第1号)

3 沖縄総合事務局がした行政処分の詳細は以下の別紙のとおりです。

別紙：金城保に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙)

金城保に対する行政処分の概要

1 事業概要

金城保（以下「金城」という。）は、営業所等以外の場所である消費者宅において、塗装工事等に係る役務（以下「本件役務」という。）を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）を締結し、本件役務を提供していることから、このような金城が行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

（1）業務停止命令

金城は、令和7年3月13日から令和8年6月12日までの間、訪問販売に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を停止すること。

- ア 金城が行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ 金城が行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ 金城が行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

（2）業務禁止命令

金城が、令和7年3月13日から令和8年6月12日までの間、以下のアからウまでの事項を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

- ア 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

（3）指示

金城は、特定商取引法第3条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の氏名の不明示）及び特定商取引法第5条第1項に規定

する書面の交付義務に違反する行為（書面の不交付及び虚偽記載のある書面の交付）並びに特定商取引法第7条第1項第1号に掲げる訪問販売に係る役務提供契約に基づく債務の一部の履行を不当に遅延させる行為をしていました。かかる行為は、特定商取引法に違反し、又は特定商取引法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

金城は、以下のとおり、特定商取引法の規定に違反し、又は特定商取引法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、沖縄総合事務局は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（1）氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の氏名の不明示）

（特定商取引法第3条）

金城は、少なくとも令和5年1月から令和6年1月までの間に、訪問販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、金城の氏名を告げず、「古謝塗装です」などと虚偽の名称を告げるのみで、役務提供事業者である金城の氏名を明らかにしていなかった。

（2）書面の交付義務に違反する行為（書面の不交付及び虚偽記載のある書面の交付）（特定商取引法第5条第1項）

金城は、少なくとも令和5年1月から令和6年1月までの間に、営業所等以外の場所である消費者宅において本件役務提供契約を締結したとき、直ちに、本件役務提供契約の内容を明らかにする書面を役務の提供を受ける者に交付しておらず、当該書面を交付した場合であっても、当該書面に、役務提供事業者の名称について虚偽の記載をしていた。

（3）訪問販売に係る役務提供契約に基づく債務の一部の履行を不当に遅延させる行為（特定商取引法第7条第1項第1号）

金城は、令和6年1月に本件役務提供契約を締結したにもかかわらず、少なくとも10か月の期間にわたり、消費者宅の外壁の一部の塗装等を行わないまま放置するなどして、訪問販売に係る本件役務提供契約に基づく債務の一部の履行を不当に遅延させていた。

5 事例

【事例 1】氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の氏名の不明示）

及び書面の交付義務に違反する行為（虚偽記載のある書面の交付）

金城は、令和5年1月から同年2月までの間に、消費者A宅において、消費者Aに対し、「ペンキ塗りませんか」、「100万円以内でできる」などと告げ、本件役務提供契約の締結について勧誘をしたが、その勧誘に先立って、役務提供事業者である金城の氏名を明らかにしていなかった。

金城は、消費者A宅において本件役務提供契約を締結したとき、消費者Aに対し、その契約の内容を明らかにする書面を交付したが、当該書面に、役務提供事業者の名称として「沖幸久高塗装」との虚偽の名称を記載した。

【事例 2】氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の氏名の不明示）、書面の交付義務に違反する行為（書面の不交付）及び訪問販売に係る役務提供契約に基づく債務の一部の履行を不当に遅延させる行為

金城は、令和5年12月から令和6年1月までの間に、消費者Bに電話をかけ、「建物古くなっているんでどうですか」、「安くしますよ」などと告げ、本件役務提供契約の締結について勧誘をしたが、その勧誘に先立って、「古謝塗装です」と虚偽の名称を告げるのみで、役務提供事業者である金城の氏名を明らかにしていなかった。

金城は、令和6年1月に、消費者B宅において、その外壁、ベランダ及び屋上の塗装等を対象とする本件役務提供契約を締結したが、消費者Bに対し、その契約の内容を明らかにする書面を交付しなかった。

金城は、令和6年2月までに消費者B宅の外壁の一部は塗装したものの、当該塗装箇所以外の外壁、ベランダ及び屋上の塗装等を行わずに中止し、同年4月頃、消費者Bからの催促を受け、「ベランダをやって外周もやりますから」などと返答したにもかかわらず、ベランダの塗装を行ったのみで再び塗装を中止して、少なくとも同年12月までの間、消費者B宅の外壁の一部及び屋上の塗装等を行わないまま放置するなどしていた。

【事例 3】書面の交付義務に違反する行為（虚偽記載のある書面の交付）

金城は、令和5年3月から同年4月までの間に、消費者C宅において、本件役務提供契約を締結したとき、消費者Cに対し、その契約の内容を明らかにする書面を交付したが、当該書面に、役務提供事業者の名称として「防水塗装金城」との虚偽の名称を記載した。